海底光ケーブル	1　設備量の算定 ⑴　区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。 ⑵　⑴の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心km及び有中継海底光ケーブル延長kmとする。 ⑶　区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無中継海底光ケーブル条数とする。 ⑷　⑶の無中継海底光ケーブル条数から１を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと⑶の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。 ⑸　⑶及び⑷で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長kmとする。 ⑹　ループごとに、⑵及び⑸で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心km、音声系有中継海底光ケーブル延長km、音声系無中継海底光ケーブル心km及び音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。 ループごと海底光ケーブル投資額 ＝音声系有中継海底光ケーブル心km ×（有中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費） ＋音声系有中継海底光ケーブル延長km ×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価 ＋音声系無中継海底光ケーブル心km ×（無中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費） ＋音声系無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光ケーブル延長km当たり単価
海底中間中継伝送装置	1　設備量の算定 ⑴　区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間で有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。 ⑵　ループごとに、⑴の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。 ⑶　⑴の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を１ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 ⑷　局ごとに、⑶の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 2　投資額の算定 次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。 ループごと海底中間中継伝送装置投資額 ＝音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置単価 局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額 ＝音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置単価